

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

テレワーク支援

新型コロナウイルス感染拡大を背景に、在宅勤務やウェブ会議を導入する企業が増えています。

1. テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口が設置されています。

【テレワーク導入事例の紹介】

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

- 業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）
- 持ち帰り専用のノート PC から社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。テレワーク関連情報もまとめて掲載されています。

テレワーク情報サイト（総務省）

<https://telework.soumu.go.jp/>

テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

<https://telework.mhlw.go.jp/>

【テレワーク相談センター（厚生労働省）】

平日 9:00～17:00（土日祝日除く）

電話：0570-550348（ナビダイヤル）

メール：sodan@japan-telework.or.jp

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

2. テレワーク導入にかかる支援策

【テレワークマネージャー相談事業】（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

相談実施期間 令和3年3月31日まで

費用 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、WEB・電話相談を実施します(テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省 HP でお知らせします。)

・問い合わせ 【総務省事業委託先】

株式会社 NTT データ経営研究所 テレワークマネージャー相談事業 事務局

<https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/>

電話：03-5213-4032

E-mail：twm@nttdata-strategy.com

【テレワーク・サポートネットワーク事業】（総務省）

全国各地の中小企業等へのテレワーク導入促進のため、地域の中小企業を支える団体と協力し、テレワークの相談・問合せ対応や、相談会等を実施することで各地域におけるテレワークの導入をサポートします。

<https://www.teleworksupport.go.jp/>

【中小企業デジタル化応援隊事業】

中小企業のデジタル化・IT 活用の専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めた IT 専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援します。

<https://digitalization-support.jp/>

【働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）＊】（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

・問い合わせ先

テレワーク相談センター

電話：0570-550348（受付時間：平日9：00～17：00）

住所：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

suishin@japan-telework.or.jp

※ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）に関する申請書やお問い合わせの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業及び東京テレワーク推進センターの受託者である（一社）日本テレワーク協会により行われています。

【IT 導入補助】（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。

【税制面での支援】

①少額減価償却資産の特例中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

参考：

中小企業税制パンフレット（令和1年版）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2019/191010zeisei.pdf>